

関西学院大学 研究成果報告

2024年 1月 9日

関西学院大学 学長殿

所属：司法研究科

職名：教授

氏名：京 明

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	☒ 特別研究期間 ☐ 自由研究期間 ☐ 大学共同研究 ☐ 個人特別研究費 ☐ 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	犯罪被害者等への経済的支援のあり方に関する日英比較研究
研究実施場所	自宅及び個人研究室（上ヶ原キャンパス）
研究期間	2023年4月1日 ～ 2023年9月19日（6ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

本研究課題は、犯罪被害者等（遺族を含む）への経済的支援のあり方をテーマとするものではあるが、犯罪被害者等のニーズも、実は個々の被害者等の置かれた状況や被害の原因となった犯罪の種類、ひいては刑事司法における取扱いや手続参加の状況などに応じて一様でない。本研究課題を実施していくにつれて、そのことがより一層痛感されるようになった。そもそも、このような多様なニーズに応えるためには、単に日英の制度の比較に終始していたのではやや表層的な研究にとどまり、必ずしも実効的な提言をなしえない可能性もある。

そこで、本研究課題をより一層有意義なものとするためには、犯罪被害者等のニーズの把握はもとより、それに対しての支援のあり方自体をも多角的・多面的に検討するため、まずは刑事司法システム全体における犯罪被害者等の関わり方をトータルに把握しておくこととした。そのように多角的・多面的に得られた知見をフィードバックしてはじめて、経済的支援のあり方も実効的なものとなるだろう。

以上のような観点に基づき本研究課題を実施した成果、これまでに公表され又は今後公表予定となっている論文は、以下の4点である。

研究成果[1] 「Forensic interviews conducted with autistic adults in Japan: a review of the literature and directions for future research」（2023年4月）

本論文は、いずれも英国人研究者であるDave Walsh教授（レスター・ドゥ・モンフォート大学）、Graham Brooks教授（ウェスト・ロンドン大学）、Gavin Oxburgh教授（ノーサンブリア大学）及び日本人研究者である仲真紀子教授（理化学研究所）との共著で執筆されたものである。その要旨は、自閉症スペクトラム障害（the autism spectrum disorder: ASD）を持つ成人が、犯罪捜査に関連して捜査機関の聴取を受ける際にどのような問題に直面し、それを解決する方策としてどのような聴取の在り方が考えられるかを日英間の共同研究を通じて考察したものである。実際、捜査機関とASDを有する成人との関わり方は、必ずしもそのような成人が犯罪の被疑者として聴取を受ける場合だけでなく、逆にそのような心理的・精神的な特性につけこまれ又は利用され、犯罪被害者として捜査機関から事情聴取を受ける場合も多い。その意味で、本論文は本研究課題とも十分に関連している。また、本論文は、日英の共同研究の成果として英語で執筆されただけでなく、査読を経たうえで掲載を許可された論文（いわゆる査読付き論文）でもあることから、研究成果としての学術的価値も高いと言える。

研究成果[2] 「条文の背景にある歴史や社会をみる－被疑者取調べをめぐるダイナミズム」（2023年4月）

犯罪捜査の帰趨は、経済的支援も含めた刑事司法における犯罪被害者等の取扱いに対して大きな影響を及ぼす。そして、犯罪捜査の中核をなすのは、洋の東西を問わず被疑者取調べである。本論文は、そのような被疑者取調べをめぐるダイナミズムのうち、特に2016年の刑事訴訟法改正により導入された取調べの録音・録画制度を対象として、その導入に至るまでの経緯や背景を概観しつつ、導入後の運用状況については公的な統計も参照したうえで、導入後のインパクトと今後の方向性について検討したものである。このような被疑者取調べの在り方は、犯罪被害者に対する聴取の在り方にも影響を及ぼすという点で、本研究課題とも関連している。なお、本稿は査読付き論文ではないが、出版社の依頼により執筆されたものである。

研究成果[3] 「遮へい措置・ビデオリンク方式による証人尋問」（2024年2月刊行予定）

本稿は、最高裁判所の第一小法廷により平成17年4月14日付けで言い渡された判決の評釈である。判例学習用の教材として最も定評がありかつ権威もある判例百選シリーズ（有斐閣）のうち、『刑事訴訟法判例百選』の第11版のために執筆されたものである。2024年2月に刊行予定であるが、本稿部分についてはすでに校了しており、その意味で掲載が決定している。

本稿のタイトルが示すとおり、本判決は「遮へい措置・ビデオリンク方式による証人尋問」の合憲性について判示したものであるが、この「遮へい措置・ビデオリンク方式」自体、もともとは犯罪被害者を念頭に置いて2000年の刑事訴訟法改正により導入されたという点で、本研究課題と関連性を有する。本稿では、これらの特別措置の意義及び制度趣旨をふまえたうえで、その後の最新の立法動向も見据えつつ、本判決の意義と射程が論じられた。なお、本稿も査読付き論文ではないが、出版社の依頼により執筆されたものである。

研究成果[4] 「犯罪被害給付制度の再検討（2・完）」（2024年4月30日投稿予定）

研究計画書にもあるとおり、本研究の中心的な目的は本論文の執筆にある。もっとも、研究計画書提出後に、上記・3点の論文ないし原稿の執筆依頼を受けるなどの事情変更があったことから、少なくとも研究期間の前半については、必ずしも計画した通りに犯罪被害給付制度の日英比較研究にじっくり取り組む時間をとることができなかった。当初予定した原稿の執筆が遅れた結果、投稿時期に遅れが生じているのも、そのような事情によるところが大きい。

しかしながら、研究期間の後半へと移行するにつれて、じっくり取り組む時間も少しずつではあるが確保できるようになり、また、冒頭でも述べたとおり、本研究の進め方自体についても思索が深まっていった。他方、2024年1月後半からは共同執筆予定者の一人であるトム・エリス氏とも関学の招聘制度を通じて共同研究の機会が得られることが

ら、現在は2024年4月30日の投稿を目指して鋭意論文執筆に取り組んでいるところである。

なお、内容については、研究計画記載の通り、2022年2月発行の同タイトル（１）の続編として、日英の違いの最も重要な背景ないし根本をなす法的な要件の違いや運用状況の比較を通じて、なぜそのような違いが依然として生じているのか、その違いの背景にあるものは何かを、上記3論文の成果をふまえて明らかにし、もって日本の制度に対する抜本的かつ実効的な改善の提言を行うことを目指している。

以上

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。